

設立認証申請に係る縦覧書類

(令和 7 年度)

1 申請年月日

令和 8 年 1 月 14 日

2 特定非営利活動法人の名称

NPO 法人 あそばに

3 代表者の氏名

越野 健司

4 主たる事務所の所在地

津市榎原町7275番地2

5 定款記載の目的

本法人は、プレーパークや、その他の子どもの遊び場・居場所の運営や、関連するさまざまな普及事業を通じ子どもが自由に遊び、挑戦し、学び合うことのできる環境を地域の人々とともにつくり、守り、育てることを目的とする。

6 縦覧期間

令和 8 年 1 月 14 日 ~ 令和 8 年 1 月 28 日

NPO 法人あそぼに 定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本法人は、NPO 法人あそぼにと称する。

(事務所)

第 2 条 本法人は、主たる事務所を三重県津市榎原町7275番地2に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本法人は、プレーパークや、その他の子どもの遊び場・居場所の運営や、関連するさまざまな普及事業を通じ子どもが自由に遊び、挑戦し、学び合うことのできる環境を地域の人々とともにづくり、守り、育てることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 本法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (5) 地域安全活動
- (6) 環境の保全を図る活動

(事業の種類)

第 5 条 本法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) プレーパークの設置および運営事業
- (2) 遊びを通じた子どもの育ちに関するワークショップ・講座の開催
- (3) 地域住民・企業等との協働によるコミュニティ活動
- (4) 遊び場環境の調査・研究および啓発活動

- (5) オリジナル教材、広報物等の制作・販売
- (6) イベント運営等の受託事業
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 本法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人又は企業・団体
- (2) 賛助会員 本法人の事業を賛助するために入会した個人又は企業・団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書により代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員及びその他の会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を6ヶ月以上滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員及び賛助会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 正会員及びその他の会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項規定により除名がなされた時、理事会はそれを直近の総会に報告しなければならない

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第12条 本法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上 10名以下

(2) 監事 1名以上 3名以下

2 理事のうち 1名を代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

2 理事のうち 1名を理事会において代表理事に互選する。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 特定非営利活動促進法(以下、法という)第20条各号のいずれかに

- 該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第14条 代表理事は、本法人を代表し、その業務を総理する。代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 2 理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

- 第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の監事、理事会において後任の理事が選任された場合は、当該総会又は理事会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後後任の監事が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 理事または監事が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により理事を、総会の議決により監事を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 理事及び監事は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 理事の報酬に関して必要な事項は理事会で、監事の報酬については総会で別に定める。
- 3 理事及び監事には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(職員)

第19条 この法人には職員を置き、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は正会員をもって構成する。

(権限)

第22条 総会は次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 監事の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め代表理事に招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は第23条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項及び第44条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面、電磁的方法の表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議に選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の議決があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
 - (3) 総会の議決があったとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほかは、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 理事の選任又は解任、職務及び報酬
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) 会員の除名
- (7) 融資を受けること、並びにこれに伴う担保の提供に関する事項
- (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は代表理事が招集する。

(理事会の議決)

第34条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは代表理事の決するところによる。

(理事会の議事録)

第35条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 本法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収益
- (4) 財産から生じる収益
- (5) その他の収益

(資産の管理)

第37条 この法人の資産は、代表理事が管理する。その方法は、必要に応じ理事会で定める。

(会計の原則)

第38条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとす

る。

(事業計画及び予算)

第39条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第40条 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第41条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第43条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第44条 この法人が法第25条第3項に規定する事項について定款を変更しようとするときは総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第45条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、出席した正会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告についてはこの法人ホームページに掲載して行う。

第10章 雜則

(細則)

第48条 この定款の施行について必要な細則は、理事会がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 越野健司
理事 鶴見佳代
理事 森松千恵
理事 森下あい
理事 志田美千代
監事 川辺裕二

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2027年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は第43条の規定にかかわらず、成立の日から2026年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員(個人)

入会金:5,000円
年会費:5,000円

(2) 正会員(団体・企業)

入会金:10,000円
年会費:10,000円

(3) 賛助会員(個人・団体・企業共通)

入会金:なし
年会費:1口3,000円(1口以上)

役員名簿

NPO法人あそぼに

役名	(フリガナ) 氏名	住所又は居所	報酬の有無
代表理事	コシノ ケンジ 越野 健司	個人情報のため隠しています。提出する書類には、住所の記載が必要です。	有
理事	ツルミ カヨ 鶴見 佳代		無
理事	モリマツ チエ 森松 千恵		無
理事	モリシタ アイ 森下 あい		無
理事	シダ ミチヨ 志田 美千代		無
監事	カワベ ユウジ 川辺 裕二		有

設立趣旨書

1 趣旨

近年、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。情報化や生活の便利さが進む一方で、遊びや人との関わりの中で自ら考え、行動し、試行錯誤する機会が減少しています。その結果として、他者からの指示を待つ傾向が強まったり、失敗を過度に恐れたり、自分の存在意義や「何のために生きているのか」が見えづらくなるなど、心の成長に関わる課題が深刻化しています。

また、学校や家庭、地域といった既存の枠組みの中で、自分の居場所や安心できる関係を見つけにくい子どもたちも増えています。こうした背景には、子どもたちが「自分の意思で行動し、失敗から学び、他者と支え合う」経験の不足が大きく関係しています。

私たちは、子どもたちが自由に遊び、挑戦し、共に学び合うことを通して、ありのままの自分を受け入れ、他者との関係の中で「生きる力」と「幸せを感じる力」を育むことができる社会を目指します。

この理念のもと、津市においてプレーパークの運営を中心に、子どもの育ちを支援し、世代や立場を超えた地域交流を促進する活動に取組みます。自然や人とのつながりを取り戻す場として、地域の中に「みんなで育ち合う風土」をつくることを目的とします。

2 申請に至るまでの経過

設立趣旨に掲げた課題意識は、私たち自身が地域で行う子どもたちの体験活動や地域活動に携わる中で、与えられた環境や指示の中で活動する子どもたちが、自由な時間や不測の事態に直面した際にどう動けばいいのか戸惑う姿を目の当たりにしてきたことに端を発します。従来の体験プログラムだけでは、『自ら考え、行動し、試行錯誤する』という根源的な経験を提供することに限界を感じていました。この現状を打破し、子どもたちがありのままの自分を受け入れ、「生きる力」と「幸せを感じる力」を育む場を創出するためには、指導者主導ではない、自然の中で自由に遊び、失敗が許され、多世代の交流が生まれる『場』が必要不可欠であるとの結論に至りました。その中で、子ども主体の自由な遊びと地域との協働を両立する「プレーパーク」の理念こそが、私たちが目指す社会を実現するための最適な手段であると確信いたしました。この理念を継続的かつ安定的に実現し、地域の中に「みんなで育ち合う風土」をつくることを目指し、このたび本申請に至ります。

2025年12月20日

NPO法人あそばに
設立代表者 氏名 越野 健司

2025年度 事業計画書

(法人成立の日 ~2026年 3月31日)

NPO法人あそぼに

1 事業実施の方針

設立後の組織運営体制を整備し、地域に団体の目的や理念を周知する。法人としての信頼性を確立し、次年度以降の活動基盤をつくる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額(千円)
遊び場環境の調査・研究および啓発活動	子どもに必要な遊び場についての啓発活動 ・啓発チラシの制作準備	3月	津市内	5人	50人	0

2026年度 事業計画書

(2026年 4月 1日 ~2027年 3月 31日)

NPO法人あそぼに

1 事業実施の方針

地域の理解と協力を得ながら、子どもの自由な遊びの重要性を広める。活動を通じて協力者・ボランティアを増やし、令和9年度以降の行政連携・プレーパーク運営に向けた土台を築く。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定期	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額(千円)
遊び場環境の調査・研究および啓発活動	津市内でのプレーパーク紹介・説明会	4月～3月	津市内	10	100	20
遊び場環境の調査・研究および啓発活動	ミニプレーパークの実施	9月～3月	津市内	20	100	20
遊び場環境の調査・研究および啓発活動	教育委員会・学校・園等とのヒアリング及び行政との意見交換	4月～3月	津市内	5	30	10
遊び場環境の調査・研究および啓発活動	子どもに必要な遊びについての講演会による啓発活動	9月～3月	津市内	10	100	100
遊びを通じた子どもの育ちに関するワークショップ・講座の開催	プレーワーカー養成講座	7月～3月	津市内	10	10	50

2025年度 活動予算書
法人成立の日から2025年3月31日まで
NPO法人あそばに

(単位：円)

科目	金額(円)		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費			
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
3. 受取助成金等			
受取助成金			
4. 事業収益			
事業収益			
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計			0
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計			
(2) その他経費			
旅費交通費			
資材費			
消耗品費			
賃借料			
講師謝金			
修繕費			
雑費			
その他経費計			
事業費計			
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計			
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
消耗品費			
研修費			
通信費			
広告宣伝費	50,000		
保険料			
雑費			
その他経費計	50,000		
管理費計		50,000	
経常費用計			50,000
当期経常増減額			-50,000
III 経常外収益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			-50,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			-50,000

2026年度 活動予算書
2026年4月1日から 2027年3月31日まで
NPO法人あそぼに

(単位：円)

科目	金額(円)		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	200,000		
賛助会員受取会費	45,000	245,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	5,000	5,000	
3. 受取助成金等			
受取助成金	200,000	200,000	
4. 事業収益			
事業収益			
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計			450,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計			
(2) その他経費			
旅費交通費			
資材費	100,000		
消耗品費	20,000		
賃借料	50,000		
講師謝金	30,000		
修繕費			
雑費			
その他経費計	200,000		
事業費計		200,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計			
(2) その他経費			
会議費	20,000		
旅費交通費	20,000		
消耗品費	5,000		
研修費	100,000		
通信費	50,000		
広告宣伝費			
保険料			
雑費	5,000		
その他経費計	200,000		
管理費計		200,000	
経常費用計			400,000
当期経常増減額			50,000
III 経常外収益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
経常外費用計			
当期正味財産増減額		50,000	
前期繰越正味財産額		-50,000	
次期繰越正味財産額		0	